

目的 仕事と育児の両立支援、子育て家庭の一時的な援助

活動 仕事の都合や家庭の事情などで、一時的に育児が必要なときに会員相互で援助します。(有償ボランティア)

会員 育児援助を受けたい方(ファミリー会員) ※生後6か月から小学校6年生までの子どもを育てている方
育児援助を行いたい方(サポート会員)

援助内容 (病気・体調不良の場合及び災害時を除く)

☆仕事の都合や、出産に伴い保育園や幼稚園などへの子どもの送迎が困難なとき、代わりに送迎します。

☆学童保育クラブが終わったあとに、子どもを預かります。

☆忙しくて子どもの見守りが必要なとき、一時的に子どもを預かります。

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-4151

堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階(ウエルピアかつしか内)



ショートステイ・トワイライトステイ事業 子ども総合センター ☎03-3602-1386 (P.8～9参照)

保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、下記施設で短期的に保育を行う事業です。いずれも区内在住の2歳以上15歳以下(中学生以下)の児童が対象です。また、事前に希望すれば施設間の送迎サービス(有料)が利用できます。利用にあたっては子ども総合センターで事前の利用登録と、原則として利用する5日前までの利用申請が必要です。利用料には減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

事業名	保護者の状況等	利用時間	利用料金	定員	利用期間
ショートステイ	入院・仕事・育児疲れ等	24時間(入退所は午前8時～午後8時)	1日 6,000円	1日あたり 6名	1か月あたり7泊以内 (育児疲れは4泊以内)
トワイライトステイ	仕事・育児疲れ等	午後3時～午後10時	1日 2,000円	1日あたり 10名	1か月あたり7日以内

実施施設 希望の家 青戸4-14-15

休業日 年末年始

子育て支援ボランティア派遣事業(ホームスタート)

妊娠中の方、就学前のお子さんがいる家庭にボランティア(研修受講済)が訪問する家庭訪問型の子育て支援です。保護者に寄り添いながら話を聞いたり、一緒に家事や育児を行います。利用は無料で、訪問は週1回2時間程度、計7回が目安です(事前面談等含む)。

※ベビーシッターや家事代行はできません。

社会福祉法人共生会 希望の家 青戸4-14-15

☎03-5650-2424



しあわせサービス

葛飾区社会福祉協議会

- 対象** 妊産婦の方（産後1年以内）で、家事援助が必要な方
ひとり親家庭の方（満1歳から小学校6年生まで）で、
子どもの送迎や見守りが必要な方
- ☆地域の方々の協力により、家事や送迎等のお手伝いをします。
利用する場合は、会員登録が必要です。



- 費用** 1時間700円（1時間経過後は30分350円） 年会費600円
社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウェルピアかつしか内）

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

葛飾区社会福祉協議会

小学校3年生までの児童を扶養しているひとり親家庭等へ、
家事・育児を支援するホームヘルパーを一定期間派遣します。
詳しくはお問い合わせください。（生計中心者の所得に応じ、
費用の一部負担があります。）



社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウェルピアかつしか内）

民生委員・児童委員について

福祉管理課 地域福祉係 ☎03-5654-8244

児童委員は民生委員が兼ねています。児童委員には担当区域を持つ児童委員と、担当区域を持たず、児童問題を専門に担当する主任児童委員がいます。両者とも、地域の身近な相談相手として、乳幼児や児童、妊産婦、ひとり親の方などについて相談にのり、それぞれの抱える問題に応じて利用できる制度、施設、サービスについて助言します。

相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。安心してお気軽にご相談ください。各委員の連絡先など、詳しくはお問い合わせください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）相談

**配偶者（事実婚の関係にあるものを含む）及び生活の本拠を
共にする交際相手からの暴力は重大な人権侵害です。
ひとりで悩まないで相談してみませんか？**

国、都、区及び警察は、DV防止法に基づき、配偶者等から暴力を受けた被害者に対し、相談や保護などさまざまな援助を行っています。

暴力には身体的暴力だけでなく、心を傷つける言葉や態度による精神的暴力、避妊に協力しないなど性的暴力も含まれています。まず声に出して相談することが大きな一歩につながります。（相談は無料です。秘密は固く守ります。）

●葛飾区内の相談機関

- 男女平等推進センター ☎03-5698-2211

配偶者等からの暴力相談（DV相談） 要予約

（毎週月・木曜日午前10時から午後5時まで 年末年始（12/29～1/3）・祝日除く）

- 警察 葛飾警察署 生活安全課生活安全相談係 ☎03-3695-0110
亀有警察署 生活安全課生活安全相談係 ☎03-3607-0110

12. 保育園・幼稚園等

保育園等

入所の要件

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

保護者が次のような要件により、日中家庭で保育ができない0歳から就学前までのお子さんを、保育園等（認可保育園・認定こども園（保育部門）・家庭的保育事業所・小規模保育事業所）で保育します。

- ① 保護者が仕事をしている、または仕事を始める場合
- ② 保護者が病気・出産・その他心身に障害がある場合
- ③ 保護者が介護をしている場合
- ④ その他どうしても家庭で保育できない事情がある場合

保育が必要な要件を認定し、区から「支給認定証」を発行します。

保育園等への入所手続き

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

毎年10月下旬（予定）に、来年度の「保育施設利用案内」を発行します。区内の認可保育園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所や区民事務所等で配布するほか、区ホームページからもダウンロードできます。入所申込みに必要な書類や申込締切日などは「保育施設利用案内」をご参照ください。

申込み

入所を希望する月の締切日までに、申込書類を提出してください。保育所等入所申込みと保育の必要性の認定申請を同時に行えます。

利用調整 （選考）

提出された書類により、保育の必要性の認定を行います。利用調整基準により、利用調整を行い、指数の高い世帯から保育施設を内定します。

内定した場合

内定した方には、電話で連絡します。4月入所は、区ホームページで結果を公表します。

内定した保育施設で、面接・健康診断を受けていただきます。

入所決定

認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所は、保護者と保育施設で契約を結んでいただきます。

利用者負担額（保育料）を、文書で通知します。

入所保留の場合

入所できなかった（入所保留）方には、入所を希望する最初の月のみ文書で通知します。

申請は1月入所分まで有効です。入所希望月の翌月以降に希望施設に空きが出た場合は、利用調整（選考）を行います。

保育施設の空き情報は、毎月25日頃区ホームページで公開します。希望施設を変更したい場合は、毎月締切日までに「希望園等変更届」を提出してください。

育児休業明けの予約入園

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

育児休業から職場復帰される時期に合わせて、5月から10月までの入園を事前に内定する制度です。

保護者が次の要件をすべて満たす場合、お申込みができます。

- ①区内にお住まいの方（申込日から保育開始日まで継続して葛飾区内に居住していること）
- ②法に基づく育児休業を取得していて、育児休業給付金の受給資格がある方（予定も含む）
- ③申し込みをするお子さんの満1歳の誕生日を迎える月までが入園希望月の方（5月から10月まで）
- ④入園月の翌月1日までに職場復帰が可能な方（転職は該当外）

予約入園の実施園は、0歳児クラスがある区立保育園（一部公設民営園含む）で、園により予約入園の定員が決まっています。

予約入園の希望園は1園のみとなります。入園申込みに必要な書類や申込締切日などは「保育施設利用案内」をご参照ください。

認可保育所（認定こども園含む）

お問い合わせは各施設へ

国が定める設置基準を満たし、東京都又は葛飾区の認可を受けた保育施設です。設置・運営形態により、公立、公設民営、私立があります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

0歳～就学前（一部の園を除く）のお子さんの保育を行います。

施設案内
区立保育園（公設民営含む）



施設案内
私立保育園



施設案内
認定こども園



家庭的保育事業所

お問い合わせは各施設へ

国が定める設置基準を満たし、葛飾区の認可を受けた保育事業所です。資格や経験のある保育者が、保育者の自宅等の家庭的な雰囲気の中で5名以下の0～3歳未満のお子さんの保育を行います。

施設案内
家庭的保育事業所（保育ママ）



小規模保育事業所

お問い合わせは各施設へ

国が定める設置基準を満たし、葛飾区の認可を受けた保育事業所です。原則19名以下の小さな集団の中で、0～3歳未満のお子さんの保育を行います。区内の事業所は、配置基準で定められた保育従事者が全て有資格者であるA型の施設です。

施設案内
小規模保育事業所



ベビーシッター利用支援事業

子育て応援課 子育て応援係 ☎03-5654-6357

・待機児童対策

0歳から2歳児クラスで保育所等の入所申し込みをしたが、入所保留となった方等に対して、ベビーシッターの利用料や交通費を一部助成します。



・一時預かり利用支援事業

未就学児及び学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生を対象として、日常生活上の突発的な事情により一時的に東京都の認定したベビーシッター



を利用する場合にその利用料（保育料）の一部を助成します。

認証保育所

お問い合わせは各施設へ

東京都独自の基準を満たした民間の保育所を「認証保育所」として認証し、都と区がともに一定の助成を行っています。また、保護者の方に保育料の助成を行っています。



ふれあい体験保育

各公立保育園

0歳から就学前のお子さんと保護者の方が保育園の園児たちと一緒に遊んだり育児などに関する相談ができます。すべての公立保育園で実施しています。利用日の5日前までに予約が必要です。各公立保育園にお問い合わせください。

実施月：5月・6月、9～2月